

平成 27 年度「キャリア教育・就労支援等の充実事業」成果報告書

受託団体名

滋賀県立湖南農業高等学校

I 概要

1 モデル地域の概要

①モデル地域の種類 ※Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型のいずれかに○を付してください。

<input type="checkbox"/>	Ⅰ型（連携型：特別支援学校高等部及び高等学校の連携）
<input type="checkbox"/>	Ⅱ型（単独型：特別支援学校高等部のみ）
<input type="checkbox"/>	Ⅲ型（単独型：高等学校のみ）

②モデル校の一覧

設置者	学校種	課程又は障害種	学校名（ふりがなを付すこと）
滋賀県	高等学校	全日制	しがけんりつこなんのうぎょうこうとうがっこう 滋賀県立湖南農業高等学校

2 研究課題

高等学校における、特別支援学校や関係機関と連携した、特別な教育的ニーズを有する生徒のキャリア教育・就労支援の充実

3 研究の概要

本校では、特別な教育的ニーズを有する生徒に対し、教育課程を工夫し、関係機関との連携を図り、多くの生徒の就労支援を行ってきた。しかし、生徒一人ひとりがもつ教育的課題が多様化し、すべての生徒に十分な就労支援ができないのが現状である。

そこで、現状分析のもと、就職支援コーディネーターの配置を行い、労働・福祉等の関係機関と連携しながら、特別な教育的ニーズを有する生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行う。

また、キャリア教育のさらなる充実のため、教育課程を工夫し、保護者への理解啓発を進めることなどにより、一人でも多くの生徒の就労支援を行い、自立した社会参加ができるように取り組む。

4 研究の成果

・生徒の現状分析

本校における、特別な教育的ニーズを必要とする生徒について、普段の学校や家庭生活での状況や中学校、関係機関からの情報を踏まえ分析した後、就労等支援の対象としてピックアップし、それぞれ個別の指導計画を作成した。

・就職支援コーディネーターを6月より配置し、個別の案件の就労支援に取り組むとともに、学校近隣の160社を訪問し、企業における求人状況、福祉就労、体験就労について情報収集を行いデータベースを作成した。

- ・就労支援ネットワーク会議を設立。外部委員を行政、福祉機関、職業専門校、特別支援学校、教育関係者、保護者から委嘱し、合計4回の会議を実施した。
- ・個別の案件に関して、行政、福祉関係、職業訓練校などの関係機関が連携しケース会議を行い、具体的な就労支援を行った。これらの取組により、特別な教育的ニーズを有する就職希望生徒全員が就職先を決定することができた。
- ・特別支援学校の教員により、WISC-III検査やケース会議を実施した。
- ・日々の教育活動の中で、全教員が授業改善に取り組み、課題解決に向けた実践を行った。
- ・大阪府立柴島高等学校から講師を招き、生徒の集団づくりについて職員研修会を開催した。
- ・進路保障を念頭に置いた「生徒が身につけるべき力」について、キャリア教育の視点から高校3年間の教育活動の体系化について検討を行った。
- ・生徒の就労意識の向上や自尊感情の高揚のため、保護者の啓発も含め、映画鑑賞に取り組んだ。生徒からは、鑑賞後アンケートにおいて、88%の肯定的評価があった。また、第2回目の生徒・保護者を対象にした啓発講演会を開催した。
- ・2年生生徒全員にQ-Uアンケートを9月と12月に実施し、生徒が生活しやすい学校づくりについての研究を行った。

5 課題と今後の方策

- ・本校の特別な教育的ニーズを有する生徒の在籍率は、本県の中学校での特別支援学級の在籍率と比較するとかなり多い。本校でのこの傾向は、今後も続くものと考えられ、本校でのキャリア教育・就労支援等の充実が喫緊の課題であると考えている。
- ・本事業の指定を受け、校内体制、関係機関との連携、コーディネーターの配置など、生徒の就労に対する支援体制が整った。また、教員の課題に対する問題意識も高まり、多くの実践ができた。
- ・今後の社会の有り様であるインクルーシブ社会の実現が、高等学校ではまだまだ認知されていない。しかしながら、平成28年4月1日から施行される「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止され、国・地方公共団体においては、これらが法的義務となることから、インクルーシブ社会実現に向けた動きが今まさに動こうとしている状況であると言える。

今年度の研究をもとに、本校における「合理的配慮」について、さらに研究を深めていきたい。